

議会運営委員会次第

日 時 令和7年11月25日（火）

午前10時開議

場 所 第3・4委員会室

1 開会

2 議題

（1）令和7年第4回定例会の運営について

ア 会期の決定について

イ 議案の取り扱いについて

ウ 議事日程について

エ 一般質問通告書について

オ 陳情について

カ 意見書等の取り扱いについて

（2）陳情の取り扱いについて

（3）その他

3 閉会

令和7年流山市議会第4回定例会会期日程表（案）

別紙1

令和7年 月 日提出

月 日	曜日	内 容	月 日	曜日	内 容
11月		本会議 午後1時開議	6日	土	休 会 （議案研究）
		1 会議録署名議員の指名	7日	日	
		2 会期の決定	8日	月	休 会 （教育福祉常任委員会）
27日	木	3 議案第80号から議案第110号まで	9日	火	休 会 （市民経済常任委員会）
		報告第13号から報告第15号まで	10日	水	休 会 （都市建設常任委員会）
		（議案上程・提案理由説明及び報告）	11日	木	休 会 （総務常任委員会）
		4 休会の件	12日	金	休 会 （総合調整）
28日	金	休 会 （議案研究）	13日	土	
29日	土		14日	日	
30日	日		15日	月	
12月			16日	火	
1日	月				本会議 午後1時開議
2日	火	本会議 午前10時開議	17日	水	1 議案・陳情 （委員長報告・質疑・討論・採決）
3日	水	本会議 午前10時開議			2 発議上程 （提案理由説明・質疑・討論・採決）
4日	木	本会議 午前10時開議			3 議員派遣
		1 市政に関する一般質問			4 所管事務の継続調査について
5日	金	本会議 午前10時開議			
		1 市政に関する一般質問			
		2 議案第80号から議案第110号まで （質疑・委員会付託）			
		3 陳情の件 （委員会付託）			
		4 休会の件			

令和7年流山市議会第4回定例会議案付託表

令和7年 月 日提出

付託委員会名	議案番号	件名
総 委 員 務 会	議案第80号	令和7年度流山市一般会計補正予算（第4号）
	議案第81号	流山市国際交流基金条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第82号	流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第83号	流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第84号	流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第85号	流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第86号	記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定について
	議案第87号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第88号	財産の取得について（中野久木散策の森用地）	

付託委員会名	議案番号	件名
教 育 福 社 委 員 会	議案第89号	令和7年度流山市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第90号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第91号	流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
	議案第92号	流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第93号	流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第94号	指定管理者の指定について（流山市流山福祉会館）
	議案第95号	指定管理者の指定について（流山市西深井福祉会館、流山市南福祉会館、流山市名都借福祉会館及び流山市平和台福祉会館）
	議案第96号	指定管理者の指定について（流山市東深井福祉会館）
	議案第97号	指定管理者の指定について（流山市赤城福祉会館）
	議案第98号	指定管理者の指定について（流山市下花輪福祉会館）
議案第99号	指定管理者の指定について（流山市地域福祉センター）	

付託委員会名	議案番号	件名
教 育 福 祉 委 員 会	議案第100号	指定管理者の指定について（流山市心身障害者福祉作業所さつき園）
	議案第101号	指定管理者の指定について（流山市おおたかの森児童センター）
	議案第102号	指定管理者の指定について（おおぐろの森小学校区学童クラブ）
	議案第103号	指定管理者の指定について（流山市生涯学習センター）
	議案第104号	指定管理者の指定について（流山市コミュニティプラザ、江戸川河川敷緑地野球場、流山市民プール、北部市民プール、流山市北部柔道場、流山市南部柔道場、流山市流山スポーツフィールド及び流山市東部スポーツフィールド）
	議案第105号	指定管理者の指定について（一茶双樹記念館及び社のアトリエ黎明）
市 民 経 済 委 員 会	議案第106号	令和7年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第107号	令和7年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
都 市 建 設 委 員 会	議案第108号	令和7年度流山市下水道事業会計補正予算（第1号）
	議案第109号	市道路線の認定について
	議案第110号	市道路線の廃止について

令和7年流山市議会第4回定例会日程表（第1号）

令和7年11月27日

午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第80号 令和7年度流山市一般会計補正予算（第4号）

議案第81号 流山市国際交流基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第86号 記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定について

- 議案第87号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第88号 財産の取得について（中野久木散策の森用地）
- 議案第89号 令和7年度流山市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第90号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第91号 流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第92号 流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第93号 流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第94号 指定管理者の指定について（流山市流山福祉会館）
- 議案第95号 指定管理者の指定について（流山市西深井福祉会館、流山市南福祉会館、流山市名都借福祉会館及び流山市平和台福祉会館）
- 議案第96号 指定管理者の指定について（流山市東深井福祉会館）
- 議案第97号 指定管理者の指定について（流山市赤城福祉会館）
- 議案第98号 指定管理者の指定について（流山市下花輪福祉会館）

- 議案第99号 指定管理者の指定について（流山市地域福祉センター）
- 議案第100号 指定管理者の指定について（流山市心身障害者福祉作業所さつき園）
- 議案第101号 指定管理者の指定について（流山市おおたかの森児童センター）
- 議案第102号 指定管理者の指定について（おおぐろの森小学校区学童クラブ）
- 議案第103号 指定管理者の指定について（流山市生涯学習センター）
- 議案第104号 指定管理者の指定について（流山市コミュニティプラザ、江戸川河川敷緑地野球場、流山市民プール、北部市民プール、流山市北部柔道場、流山市南部柔道場、流山市流山スポーツフィールド及び流山市東部スポーツフィールド）
- 議案第105号 指定管理者の指定について（一茶双樹記念館及び社のアトリエ黎明）
- 議案第106号 令和7年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第107号 令和7年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第108号 令和7年度流山市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第109号 市道路線の認定について
- 議案第110号 市道路線の廃止について
（議案上程・提案理由説明）

報告第13号 専決処分の報告について
報告第14号 専決処分の報告について
報告第15号 専決処分の報告について
(説明)

第4 休会の件

令和7年第4回定例会

一般質問通告書

流山市議会

令和7年第4回定例会一般質問通告順

日付	順番	議員名	会派名	頁	提出時間
12月2日	1	矢口輝美		1~2	20日 8時30分
	2	岡明彦	公明党	3	20日 8時30分
	3	近藤みほ	流政会	4	20日 8時30分
	4	笠原久恵	流政会	5	20日 8時30分
	5	青野直	流政会	6	20日 8時30分
	6	森田洋一		7~9	20日 8時30分
12月3日	7	渡辺仁二	流政会	10~11	20日 8時30分
	8	中川弘	自由民主党	12	20日 8時40分
	9	小沢えみり	流政会	13~14	20日 8時42分
	10	おだぎり たかし	日本共産党	15	20日 9時36分
	11	戸辺滋	公明党	16	20日 9時44分
	12	川本大岳	流政会	17~18	20日 10時13分
12月4日	13	高橋あきら	日本共産党	19	20日 10時15分
	14	乾えり	日本共産党	20	20日 10時16分
	15	坂巻儀一	流政会	21~22	20日 11時5分
	16	海老原功一	自由民主党	23	20日 13時
	17	鈴木ゆうすけ		24~25	20日 13時1分
	18	西尾段	流山みらい	26	20日 13時8分
12月5日	19	うた桜子	流山みらい	27~28	20日 13時9分
	20	中村彰男	流山みらい	29	20日 13時10分
	21	清水大		30	20日 13時49分
	22	阿部治正		31~32	20日 16時35分
	23	楠山栄子		33	21日 11時5分

質問事項	要 旨
<p>1 流山市こども計画の推進と、こどもの意見表明を支える庁内文化づくりについて</p>	<p>(1) 今年4月に「流山市こども計画」が始まり、こどもの意見表明や参加の推進が、本市のこども施策の重要な柱として位置づけられた。計画の着実な推進には、各課の取組状況を定期的に把握し、成果を可視化するとともに、翌年度のPDCAに接続する仕組みが必要である。そこで、年度末に庁内アンケートを実施することを提案し、以下について問う。</p> <p>ア 実施の可否と実施方法等について</p> <p>イ 好事例の抽出・共有・横展開について</p> <p>ウ 手引き策定と研修の進め方について</p>
<p>2 特別支援学校通学児の放課後支援と相談支援体制の充実について</p>	<p>(1) 特別支援学校通学児が放課後児童クラブを利用できず、放課後の居場所がないという声が多い。一方で、放課後等デイサービスの利用増加により、支援が本当に必要な児童が利用できない状況も生まれている。相談支援専門員の不足や報酬の低さ、情報共有の不十分さが課題となり、支援がつながりにくい構造が続いている。「困っているお母さんがずっと困ったまま」という現状を断ち切るため、早期相談・情報共有・伴走支援を重視した支援体制の構築を求めて問う。</p> <p>ア 放課後等デイサービスに関する市のこれまでの取組について</p> <p>イ 相談支援専門員に関する市の現状認識と今後の方向性について</p> <p>ウ 障害児通所受給者証更新時の確認体制強化について</p>

<p>3 こども家庭センターを中心とした早期支援体制の構築について</p>	<p>(1) こども家庭センターの設置により、母子保健と子育て支援の機能が一体化し、妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援する体制が整いつつある。一方で、支援が必要な家庭やこどもが「見えてから」対応される例が依然として多く、支援が後手に回るケースも見られる。今後は、センターを核として、子ども食堂等の地域の見守り、学校現場でのこどもの様子から、早期に気づき支援をしていくことが求められる。そこで以下を問う。</p> <p>ア 学校との情報共有について</p> <p>イ こども家庭センターと庁外の団体・機関との連携強化について</p> <p>ウ 子育て世帯訪問支援事業の現状と成果目標のあり方について</p> <p>エ 地域の気づきを活かした支援体制の構築について</p>
<p>4 民生委員・児童委員活動のデジタル化とタブレット導入について</p>	<p>(1) 本市の民生委員・児童委員は、地域の見守りや要支援家庭の把握に重要な役割を担っているが、高齢化や担い手不足が進む中、紙ベースの記録・資料配布、情報共有の遅れなど業務負担が増している。現在、流山市民生委員児童委員協議会会長からタブレット導入の要望が正式に上がっており、デジタル化は業務遂行に不可欠な段階にある。そこで以下を問う。</p> <p>ア 民生委員活動におけるデジタル化の現状認識について</p> <p>イ タブレット導入の必要性と効果を生むための研修などの必要性について</p> <p>ウ 個人情報保護とセキュリティの確保について</p>

質問事項	要 旨
1 「朝の小1の壁」について	<p>(1) 令和7年第2回定例会の市政に関する一般質問において、朝の早い時間帯に学校の昇降口前で開錠を待っている児童がいると課題の共有がされた。答弁では、まずは実態の把握をするとのことであったが、どのように実態を把握され、どのような結果であったのか。また、今後どのような対応をされるのか。当局の見解を問う。</p>
2 音声字幕表示システムの導入について	<p>(1) 音声字幕表示システムは、聴覚障害者や高齢者、日本語を話せない外国人など、多様な人々のコミュニケーションを円滑にするために非常に有効であり、アクセシビリティの向上、業務効率化、多言語対応といったメリットがある。自治体窓口や駅の窓口、議会などで現在導入が進んでおり、自治体では静岡県御殿場市、千葉県四街道市などでユニバーサル窓口として導入されている。スマートシティ推進のために本市においても導入すべきと考えるが、当局の見解を問う。</p>
3 本市の高齢者支援について	<p>(1) 近年の高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加は社会的課題となっており、これに伴って成年後見制度の需要も一層高まると見込まれている。成年後見制度は、本人の生活や人権、財産を保護するため、契約や行政手続等において支援を行う重要な仕組みであり、その利用拡大は地域包括ケアの推進に不可欠であると捉えている。特に、市民が後見人として活動する「市民後見人制度」は、地域に根差した支援体制の強化に資する有効な手段であり、その活用促進が求められる。本市においても「流山市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し担い手の確保とされている。それらを踏まえ、以下2点について問う。</p> <p>ア 本市における成年後見制度及び市民後見人の利用者数の推移と今後の見通しについて問う。</p> <p>イ 後見活動支援における現状と課題について問う。</p> <p>(2) 高齢者のペット飼育については、病気や入院、死亡などにより、ペットの世話ができなくなった場合の対応についての相談がある。ペットを飼っている高齢者が、病気により急遽入院となってしまった際や介護施設に入所するような事態に備えられるようペットに関係する機関との連携は必要と考える。ペットの世話ができなくなるような予期せぬ事態に備え、高齢者のペットに関する相談や環境の整備が重要と考えるが、本市の現状の取組状況及び当局の見解を問う。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 教育的意義に基づく校則の見直しと、市としての基本姿勢について</p>	<p>(1) 流山市は、校則を公開している自治体として、一歩進んだ取り組みを行ってきた。校則の透明性を確保したことは、児童生徒や保護者が学校のルールを共有し、対話を進めるための基盤となる。一方で、市立中学校の校則を他市と比較すると、相対的に規定の数が多く、目的や合理性が不明確に見える項目も残っている。文部科学省「生徒指導提要」では、校則は児童生徒の発達段階や時代の変化を踏まえ、その意義を適切に説明できないものについては見直しを行うという原則が示されている。校則は最終的には校長が判断し制定するものだが、自治体による基本姿勢を提示しないと学校間の差も懸念される。内容面の合理性や時代に応じた見直しを促す次の段階を見据え、今後の取り組みについて、以下の点から問う。</p> <p>ア 校則見直しの「市としての取組と基本姿勢」について、これまでの支援、指導、情報共有の経緯、課題について</p> <p>イ 校則の「簡素化・廃止」および、合意形成力を育む教育としての位置づけについて</p> <p>ウ 文部科学省が示している「校則は最終的に校長が決定する」原則を踏まえた、市としての役割について</p>
<p>2 課題提示型補助金の導入に向けた試行について</p>	<p>(1) 流山市では、以前は上限100万円である市民活動団体公益事業補助金のみであったが、立ち上げ期の団体が挑戦しやすいよう、上限10万円の「ひなどり補助金」と、より大きな社会的価値に取り組む上限100万円の「おおたか補助金」の2系統を提案し、制度化された。また、流山市民活動推進センターについては、民間助成金の情報提供や事業伴走体制の強化について提案し、改善が図られてきた。限られた財源の中で、よりよい行政サービスを実現するためには、市民協働のステージをもう一段引き上げ、共創に向けた環境整備を進めることが重要である。そこで、行政が把握する政策課題と、市民が取組たい社会課題を接続しやすくする「課題提示型補助金」の導入に向けた試行について、以下の観点から問う。</p> <p>ア 市民団体の育成と将来の担い手づくりに関する課題について</p> <p>イ ひなどり補助金・おおたか補助金と課題提示型補助金の連携について</p> <p>ウ 制度改善を検討するための協議の場について</p> <p>エ 事例としてこどもの居場所事業の担い手づくりの課題と可能性について</p>

質問事項	要 旨
<p>1 流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業の事業計画変更について</p>	<p>(1) 10月16日につくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会の市内視察と11月9日の周辺自治会への説明会が行われた。地権者の意見や内容など今回の事業計画の変更について問う。</p> <p>ア 本事業についての計画変更は何回目か。</p> <p>イ 土砂災害特別警戒区域12か所の指定が計画変更の原因だが、県は、いつどこからどのような連絡があったと聞いているか。そして県から市への連絡は、いつどのようなものだったのか。</p> <p>ウ 土砂災害特別警戒区域はどのような経過を経て指定されるのか。指定されるまでのスケジュール感はどのようなものか。</p> <p>エ 新たに指定された土砂災害特別警戒区域の対策以外の地域については、今までの計画どおり令和11年度の完成を目指すということによいのか。</p> <p>オ 周辺自治会への説明会は3回行われたが、それぞれの参加人数は何人か。そしてどのような意見が出たのか。</p> <p>カ 当該事業費の増加分は、どのような内訳となっているのか。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 市民の健康づくりに ついて</p>	<p>(1) 当局においては、市民の健康づくりに向けた、様々な相談業務をはじめ、各種講座や啓発の推進等に積極的に努力されている。市民の健康づくりを促進するにあたり、疾病の早期発見はもっとも大事な取組と考えるが、さらなる取組の充実を問う。</p> <p>(2) 地域医療体制のさらなる充実に向けて、今後どのような活動を考えているか。</p> <p>(3) 保健センターの大規模改修事業の今後の日程等について問う。</p>
<p>2 市民生活を守るための 施策の充実について</p>	<p>(1) 一人ひとりの市民が安心した生活を送るためには、行政による安心安全に生活するための施策の充実が重要であるとする。そこで、今後さらなる施策の充実を図るため、以下を問う。</p> <p>ア 交通安全について</p> <p>イ 防犯対策について</p> <p>ウ 消費者トラブルの相談体制について</p>
<p>3 誰もが自分らしく暮 らせるまちづくりにつ いて</p>	<p>(1) 高齢者が住み慣れた地域のなかで、いつまでも自分らしく自立した生活を送ることができるまちづくりに向けた諸施策について問う。</p>
<p>4 流山本町へのグリー ンスローモビリティ導 入について</p>	<p>(1) 流山本町へのグリーンスローモビリティ導入については、アンケート調査をはじめとして、地元検討委員会との積極的な検討を重ねてきたところである。運行ルート案や他自治体事例等を参考に協議をされているが、今後の見通し等について問う。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 令和8年度予算編成方針について</p>	<p>(1) 令和8年度予算編成方針の示達には、「住み続ける価値の高いまち」の更なる向上を図っていく必要があると明記されている。その実現に向けた考え方として、以下の点を問う。</p> <p>ア 人生百年時代と言われている。自分の住むまちで100歳まで元気に楽しく生きることができる、自分のやりたいことがこのまちで実現できる、老後をワクワク過ごせる、人生は終盤が一番楽しく充実しているといったことが実感できるまちを目指すことが大切と思うがどうか。</p> <p>イ 少年時代を過ごしたまちには自然がたくさんあった、純粹に心から楽しかった思い出がそのまちにはある、そして夢に満ち溢れていたまちであった、令和の原風景がまち中に広がっていたなどと、今のこども達が将来自分自身を顧みた際に、流山にやっぱり住もうといった決断を促す伏線作りが大切と思うがどうか。</p> <p>ウ 初めて訪れたまちで、住んでいる人たちが親切で笑顔に満ちている、心からもてなされると実感できるといった印象を持つと、このまちに来てよかった、また来てみたいと実感する、そして、近い将来は住んでみたいという期待や願望に変化することもある。住んでよし訪れて良しのまちの実現には、何気ない空気感の醸成や満足度の高い日常がそこにあるといったことが大切と思うがどうか。</p>

2 中学生の英語学習について

(1) 今年の夏は、夏休み明けや秋に実施される中学生の英語スピーチコンテストの準備をお手伝いさせて頂いた。英語はネイティブに話せるものの暗記は好きでなく日本の英語教育に課題があると考えている帰国子女の生徒や、英語があまり好きでなく将来的にも通訳アプリで充分ではないのかと考える生徒など、様々な問題意識を持つ中学生の生の意見を聞く機会に恵まれた。そこで以下の点について問う。

ア コンテストで優勝を狙うことは、確かに学習意欲の向上やモチベーションの維持につながる。その一方で、あまりに優勝を意識することは、時には過度のプレッシャーになる。コンテスト当日、緊張して頭が真っ白になってしまったという経験が、後の人生でトラウマになってしまうかもしれない。参加する生徒がリラックスして楽しく参加できるようにするため、優勝だけでなく参加すること自体が尊い、夏休みの自由な時間を費やして、準備に努力したことが大切などといった雰囲気作りが大切と思うがどうか。

イ 英語が母語でない人たちが世界にはたくさんいる。相手の母語を知らず、相手も日本語がわからない、お互い何とか理解できる言語が英語で、知っている単語を並べて話したり、書いたりして、相手のことを理解しようとする、一緒に問題を考える、コミュニケーションをしようと努力する、心を通じ合わせるという姿勢が大切な場面に遭遇することが多い。特に観光ガイドの現場では、上手な英語よりも通じる英語、相手を理解して寄り添う姿勢が求められる。従って、まずはやさしくわかりやすい英語で話してみる、といったことが実際の現場では優先度が高いと生徒に伝えることも大切と思うがどうか。

<p>3 訪日外国人向けの観光施策について</p>	<p>(1) 先日、フランス人のグループやフランスのストラスブールから訪れたリピーター御夫婦に対して、東京都内の観光ガイドを実施した。そこで、本市の観光施策について以下の点を問う。</p> <p>ア 中野でおすすめのレストランをリクエストされ、以前利用したことのあるラーメン屋や中華料理店を案内したところ、とてもおいしいと満足していた。日常生活で普段日本人が利用する飲食店に行き、あるがままの日本を体感したいという要望を本市の観光コースの中に組み入れていくことも大切と思うがどうか。</p> <p>イ 中野ブロードウェイを案内したところ、日本のアニメや特撮はよく分からなくても、こどもの頃に見た日本発のアニメを思い出す、たくさんの専門店を自由に訪れて雰囲気を楽しみ自国にいるこどもや友人にその様子をメールで送るなど、非常に満足した様子であった。本市においても、市内や近隣市でフィギュアが比較的安く手に入る店舗の情報、アニメや特撮とのコラボ企画などサブカルチャーからの情報発信の切り口も引き続き研究して施策に反映していくべきと思うがどうか。</p> <p>ウ 神保町古本屋街や御茶ノ水駅周辺の学生街の雰囲気は、日本観光のリピーターの方にとっては、これまで知らなかった東京の一面で、特にフランス語の本の古本屋を訪れてみる、浮世絵を購入してみるといったことは思い出に残ったと非常に満足していた。本市においても、日本や東京を訪れるのが2回目、3回目といったリピーター向けの観光コースの提案が今後更に重要になると思うがどうか。</p>
---------------------------	--

質問事項	要 旨
<p>1 令和8年4月1日施行の道路交通法改正を踏まえた流山市における自転車交通安全対策について</p>	<p>(1) 令和8年4月1日に改正道路交通法が施行され、自転車を含む軽車両に対して交通反則通告制度（いわゆる“青切符”）が適用されるほか、自動車による自転車への側方通過方法の明確化など、市民生活に大きく関わる改正が行われる。自転車利用が多い本市として、事故防止や市民理解の促進のため、周知・教育・インフラ整備など総合的な取組が求められるため以下を問う。</p> <p>ア 自転車への青切符適用、側方通過方法の規定強化等の改正法の主なポイントについて、本市はどの程度把握しているのか。また、改正内容を市民へ効果的に周知するための計画はどのように考えているか。特に交通反則通告制度の対象となる16歳以上の高校生や成人、外国人への周知はどのように進めるのか。</p> <p>イ 通学路及び生活道路における安全対策の強化についてはどのように考えているか。自転車との接触事故が多いとされる市内主要道路（流山おおたかの森駅周辺、流山街道、県道など）での対策をどのように検討しているか。また、市内の自転車レーンの整備状況と危険なレーンは把握しているのか。</p> <p>ウ ヘルメット着用努力義務が強化されているが、特に子ども・高齢者への着用促進をどのように進めるか。また、自転車販売店・地域団体等との連携による啓発事業やキャンペーン実施の考えはあるか。購入費の助成については考えないのか。</p>

<p>2 流山市消防団について</p>	<p>(1) 令和7年第1回定例会において、今年度の操法大会は競技の部とタイムの計測や順位づけを行わない技術確認の部の2部門に分け、各分団がどちらの部門に出場するかを任意に選択する形式で開催するという答弁があった。当該大会開催後の状況や今後の訓練の在り方について以下を問う。</p> <p>ア 大会開催後にアンケート調査を要望したが、実施されたアンケートはどのような内容だったか。</p> <p>イ 年間の訓練について、市は各分団にはどのような通知をおこなっているのか。併せて、訓練内容と訓練日数、安全管理体制等を市はどの程度把握しているのか。</p> <p>ウ 過去の分団長会議において「操法大会を廃止し、別の方法で訓練を行うべき」との意見もあった。そこで、操法大会に代わる訓練方式として、複数の訓練メニューを市が作成し、各分団が当年度の訓練内容を選択できる仕組みを検討してはどうか。</p> <p>エ 現在支給されている活動服はオールシーズン型で生地が厚く、真夏の訓練ではTシャツを代用している状況がある。しかし安全面・実務面からは長袖が望ましいため、春夏用の生地の薄い活動服を別途導入すべきではないか。</p> <p>(2) 令和5年第1回定例会で導入の検討を要望したスマートフォンで利用できるアプリについて、現在分団長を中心に試験運用中と聞いている。このアプリはどのような機能を持ち、どのように活用をしていくのか。</p>
---------------------	---

質問事項	要 旨
<p>1 株式会社流山ツーリズムデザインに対する令和8年度の予算を含む対応について</p>	<p>(1) 令和5年度末に多額の負債を抱えその再建に取り組んできた当社が出資する第三セクター株式会社流山ツーリズムデザインであるが、令和6年度決算においてその収益が大幅に改善していることが本年9月の議会への報告で明らかとなった。収益の改善は、社長を始めスタッフの並々ならぬ努力があったことは理解できるし、評価もすべきと考える。</p> <p>しかしながら、DMOとして本来あるべき姿なのか、この収益構造が継続的なものとなっているかは別の評価であることからこれらについて質すものである。</p> <p>ア 同社の令和7年度決算見込みはどうか。</p> <p>イ 令和7年度当初に累積負債の返済を終えたと聞いているがそれは事実か。また、令和7年度末における負債見込みはどうか。</p> <p>ウ 令和6・7年の2か年に渡り行った流山版DMO推進事業負担金により4件の事業を展開したと報告されているがその具体的な成果は何か。</p> <p>エ どのような事業で収益を確保したのか、その具体的な内容は何か。</p> <p>(2) 第三セクターといえども、当局は予算の執行にあたり透明性や公平性について説明責任を負っていることは自治基本条例からも明らかである。この前提に立ち、令和8年度以降の当局の予算を含む対応について問う。</p> <p>ア 同社に対し今後も補助金を継続するのか。継続するのであればその根拠は何か。</p> <p>イ 流山版DMO推進事業負担金は令和7年度をもって終了すると過去に答弁しているが間違いないか。</p> <p>ウ 今後の指定管理業務委託の更新に際し、必ず公募を行うべきと考えるがどうか。</p> <p>エ 流山万華鏡ギャラリー&ミュージアム業務委託料の在り方は見直すべきと考えるがどうか。</p> <p>オ 事業の継続性を見地から、当局は筆頭株主としてどのような要求をしていくのか。</p>
<p>2 令和8年度予算編成について</p>	<p>(1) 令和8年度に新たに実施することを想定している事業は何か市長に問う。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 自治会加入につながる環境づくりについて</p>	<p>(1) 近年、自治会は地域コミュニティの中心的役割を担ってきた一方で、ライフスタイルや価値観の多様化、居住形態の変化等を背景に、加入率の低下が続いている。自治会への加入はあくまで個人の意思に基づくものであるが、自治会の存在や役割、活動内容を十分に知らないまま加入しない、または退会に至る住民も少なくないとする。地域のつながりの希薄化が課題となる中、自治会の役割をより広く理解し、加入につながる環境づくりを進めることが重要であると考え、以下について当局の見解を問う。</p> <p>ア 自治会が地域において担う役割について、市はどのように認識しているか。</p> <p>イ 自治会の活動内容や役割に関する啓発について、市が現在行っている取組は何か。</p> <p>ウ 自治会活動をわかりやすく紹介するリーフレット等、手に取りやすい啓発物の作成を検討してはどうか。</p>
<p>2 不登校支援について</p>	<p>(1) 近年、不登校児童生徒が全国的に増加しており、本市でも重要な教育課題であるとする。こどもたちが安心して過ごせる「居場所」が多様化する中、学校以外の学びの場としてフリースクールを利用する家庭も増えていると仄聞している。しかし、利用には一定の費用負担があり、必要な支援を受けづらいケースがあることも課題である。そこで以下について当局の見解を問う。</p> <p>ア 現在の不登校児童生徒の人数は几人か。</p> <p>イ フリースクール等、学校以外の居場所に通っている児童生徒の人数は几人か。</p> <p>ウ フリースクールに通う児童生徒の家庭に利用料金の一部を補助するべきと考えるがどうか。</p>

<p>3 教育内容の充実について</p>	<p>(1) 全国でも珍しい取組である市野谷小学校の「未来の教室」は、複数の企業から最新の設備を無償で提供され、民間と教育委員会が一体となって新しい教育環境について挑戦していると仄聞しており、マスコミからも注目度が高く、子どもたちが主体的な学びを実践している。そこで、以下を問う。</p> <p>ア 「未来の教室」を市野谷小学校に整備することとなった経緯について</p> <p>イ 「未来の教室」は教育上どのような効果があるのか。</p> <p>ウ 開校から1年半が過ぎ、実際活用している児童からはどのような声が挙がっているのか。</p>
<p>4 通学路の安全対策について</p>	<p>(1) 通学路の安全対策の一つとして実施されている通学路合同点検について以下を問う。</p> <p>ア 点検箇所の抽出について、各小学校はどのように実施しているのか。</p> <p>イ 近年の登下校中の事故件数は何件で、登下校中に事故が起きてしまった箇所については翌年度の点検箇所として必ず挙げられているのか。</p> <p>ウ 対策が決定した箇所について、どの程度のスピード感で実施しているのか。</p> <p>エ 対策実施後、道路に設置した路面標示などは、経年劣化や事故による損傷などがあるため適切な維持管理が必要と考えるが、状況把握について教育委員会と関係部局でどのように連携を図っているのか。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 来年度予算編成について</p>	<p>(1) 連続した物価高騰のもと厳しさが増している市民のくらしや営業についてどう捉え、今後の施策展開を行うのか。またその施策で最も重要視していることは何か。さらにくらしや営業の困窮さを助長しかねない市民負担増はあってはならないが、令和8年度の取組について問う。</p> <p>(2) 市総合計画・実施計画に基づく令和8年度の事業展開について問う。特に、事業展開を図る上で、市民要望をどのように反映させたのか、またどのような課題や問題意識等を持っているのか、以下問う。</p> <p>ア 防災・防犯、消防・救急、交通安全、コミュニティ、市民との協働などに関する「安心・安全で快適に暮らせるまち」について</p> <p>イ 健康・医療、生涯学習、文化芸術、スポーツなどに関する「生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち」について</p> <p>ウ みどりの保全創出や生物多様性、市街地整備、景観、各種インフラ整備、交通、住宅施策、生活環境、廃棄物などに関する「良質な住環境のなかで暮らせるまち」について</p> <p>エ 地域経済、農業、ツーリズムなどに関する「賑わいと魅力のあるまち」について</p> <p>オ 高齢や障害者、地域の福祉施策に加え、共生社会・ジェンダーなどに関する「誰もが自分らし暮らせるまち」について</p> <p>カ 子ども・子育て、教育などに関する「子どもをみんなで育むまち」について</p> <p>キ 上記アからカには含まれないものの、事業展開には欠かせない、職員体制や組織の充実、財政確保等どう取組むのか。また、選挙におけるデマへの対応等、民主主義を揺るがしかねない事態に市選挙管理委員会としてどう取組むのか。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 ひきこもり支援の更なる充実について</p>	<p>(1) ひきこもりについては、当事者の高年齢化や親の高齢化、ひきこもり期間の長期化等により、精神的にも経済的にも窮地に立たされている家庭が多く、深刻な事態となっていることから、これまでも市政に関する一般質問でたびたび取り上げ、各種支援の充実を求めてきた。本市においても、相談窓口の拡充や伴走型支援の実施をはじめとする各種支援の強化が図られているものと認識しているが、改めて以下3点を問う。</p> <p>ア 本市におけるひきこもり支援の現状と課題について、当局はどのように捉えているのか。また、課題の解決に向け、どのような方策を検討しているのか。</p> <p>イ 相談窓口の拡充や周知方法については、これまでも市政に関する一般質問で取り上げ、より相談しやすい体制の構築を求めてきたが、市内にある相談窓口での相談受理件数はここ数年、どのように推移しているのか。また、より相談しやすい環境整備の一環として、オンラインやSNS等を活用した相談窓口を設置すべきと考えるが、当局の見解を問う。</p> <p>ウ 本市においては、市主催のひきこもりに関する講演会を平成31年3月に初石公民館で開催し、多くの来場者があったが、その後は開催されていない状況にある。改めて、当事者やその家族の精神的な負担を軽減するためにも、定期的にひきこもりに関する講演会を開催すべきと考えるがどうか。</p>
<p>2 教育現場におけるデジタル化の課題について</p>	<p>(1) 国のGIGAスクール構想に基づき、令和3年度から1人1台のタブレット端末が配備され、本市においても個別最適化を目指した教育の推進がなされている。その一方で、タブレット端末を活用した学習により視力の低下を訴える声や、学習意欲の低下、集中力の欠如等、心身の異変を訴える児童生徒が一定数、存在するものと捉えている。そのような異変を訴える児童生徒に対し、本市の各小中学校ではどのような配慮がなされているのか。</p> <p>(2) 文部科学省では現在、デジタル教科書の正式な教科書化を目指しているが、某新聞社が政令市等の教育委員会にアンケート調査を実施したところ、回答のあった教育委員会のおよそ6割が、何らかの懸念を持っているとの回答があったことを公表した。そこで、デジタル教科書の普及についての課題や留意点について、当局はどのように捉えているのか。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 交通政策と高齢者等の移動支援について</p>	<p>(1) 第87回全国都市問題会議が令和7年10月9日から10日の日程で、栃木県宇都宮市において「成熟社会の都市のかたち～コンパクトで持続可能なまちづくり～」を議題として開催された。「成熟社会」とは、我が国のこれまでの成長・停滞期を経て、過渡期に入った段階のことを指し、人口の側面から見るならば人口増加がピークを越え、人口減少と少子高齢化が到来した現代社会であると言える。同会議が開催された宇都宮市において、次世代型路面電車「芳賀・宇都宮LRT（通称：ライトライン）」が令和5年8月に開業したことは広く知られているが、同会議では宇都宮市が目指す「ネットワーク型コンパクトシティ」が主報告として行われた。</p> <p>本市からも、副市長・まちづくり推進部長・まちづくり推進課交通計画推進室長の3名が同会議に出席していることから、同会議での講演や報告等から得られた知見を踏まえ、今後の本市の交通政策及び高齢者等の移動支援施策にどのように活かしていくのか。以下の観点から当局に問う。</p> <p>ア 同会議への参加の目的と、同会議から本市として特に参考にすべきと考えた点について、具体的にどのような内容を重要と受け止めたのか。また、そのうち本市において導入または試行を検討すべきと考える施策や仕組みがあるのか、見解を問う。</p> <p>イ 階層性のある公共交通ネットワークの構築に向けては、基幹的な鉄道・バス路線に加え、地域住民による運営組織が主体となって運行する「地域内交通」が重要な役割を果たすことが、同会議でも報告された。本市においても、高齢化の進展や運転免許証を返納する高齢者の増加を踏まえると、多くの高齢者が求めている「移動の安心」や「生活の自由」を充たす地域内交通の整備・充実が、今後一層求められると考えるが、本市の現状認識と、今後の地域内交通の位置付け・役割をどのように捉えているのか、見解を問う。</p>

<p>2 路上喫煙防止対策について</p>	<p>(1) 令和7年第3回定例会では、決算審査特別委員会の指摘・要望事項として「まちをきれいにする観点に加え受動喫煙防止の観点から煙の漏れない喫煙所設置を進められたい。」と議会全体の合意事項として採択された。これについて、以下を問う。</p> <p>ア この指摘・要望事項の趣旨をどのように受け止め、本市の対策にどのように反映させていくのか、見解を問う。</p> <p>イ この指摘・要望事項に関連する事業の成果指標である、路上喫煙過料処分件数の推移を注視する必要があり、処分件数が路上喫煙の実態を反映したもので的確に把握するには、路上喫煙パトロール体制の把握が必要である。近年のパトロール体制について、特に令和6年度から令和7年度にかけて変更となった点があったのか問う。</p>
-----------------------	---

質問事項	要 旨
1 市長の政治姿勢について	<p>(1) 違憲とされる敵基地攻撃能力の保有や軍事費の国内総生産（GDP）比2%の増額など大軍拡の方向を示した安保3文書の「改定」の方針が示された。また高市首相は「台湾有事は存立危機事態になりうる」と発言した。平和都市宣言をしている本市としてどう捉えるのか市長の見解を問う。</p>
2 市民の命と健康を守る取組について	<p>(1) 地域医療の存続・充実に向けた支援策について問う。</p> <p>(2) 喘息やアトピー等の疾患を抱えた市民にとって重い負担となるOTC類似薬の保険給付見直しについて、どのように捉えているのか。</p> <p>(3) 75歳以上の医療費窓口3割負担の対象拡大案について、どのように捉えているか。</p>
3 環境行政について	<p>(1) プラスチック製品の減量・リサイクルについて問う。</p>
4 東部地域のまちづくりについて	<p>(1) 大規模土地開発構想の届出があった国道6号沿いの前ヶ崎における計画について</p> <p>(2) 八木南団地へ導入される乗合いタクシーについて</p> <p>(3) 隣地との境界近くに建設される集合住宅の規制について</p> <p>(4) 野々下水辺公園のトイレ洋式化について</p>

質問事項	要 旨
1 上下水道のあり方について	<p>(1) 下水道について、料金の値上げ案が出てきているが、水道会計と一体とし、水道の純利益を一部回すことで値上げを当面の間は回避できると考えるがどうか。</p> <p>(2) 上水道について、現在千葉県営水道で料金の値上げが予定されているが、本市の上水道への影響はないのか。</p>
2 教育行政について	<p>(1) 学校給食費全面無償化に向けて、国の動向を注視し、本市でも早期の実施に向けた体制を整えるべきではないか。</p> <p>(2) 一人ひとりのこどもによりそい、教員の働きがいにもつながる学校環境について問う。</p> <p>ア 教員不足について</p> <p>イ 35人学級の実施状況について</p> <p>(3) 流山小学校の小学校校舎等リニューアル事業について問う。</p>
3 南部地域のまちづくりについて	<p>(1) 飛地山の開発について、近隣住民から持たれている行政への不信感を払しょくする必要があると考えるがどうか。</p> <p>(2) 流山北小学校地域のこどもの居場所について</p> <p>(3) 県道柏流山線沿いの平和台1号緑地周辺における安全対策について問う。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 北部地域における事業の進捗状況と今後の課題について</p>	<p>(1) 市が取り組んでいる北部地域での事業に関して、懸念点を指摘しつつ以下3点について問う。</p> <p>ア 眺望の丘前の飛び石橋の設置工事が進んでいる。その仕様を多くの市民が目にし、「危険過ぎる、私達には使えない、事故が起きるのではないか」など心配の声が寄せられているが、安全面について当局の見解を問う。</p> <p>イ 東深井地区公園である古墳公園の老朽化した公衆トイレの改修工事に取り組まれているが、その詳細と進捗状況について問う。</p> <p>ウ 運河駅東口周辺整備に関しては、駅前ロータリーの植栽の雑草処理とムルデル通りの植栽の枯れ木、フットライトの無点灯箇所について今後の対応を問う。</p> <p>(2) 新川地区物流施設は、令和5年6月より全ての物流施設が本格稼働を開始した。市道213号線通称根方道路の渋滞も顕著に表れ始めている。これら今後の課題を念頭に以下3点について問う。</p> <p>ア 県道松戸野田線西側にも令和7年1月に開発許可が下りて、現在民間事業者により造成工事が進められている。主な土地利用としては物流施設と地域貢献施設としてウェイブプールなどと仄聞する。工事完成予定は令和10年11月30日とのことだが、何棟程の物流施設が建設されるのか等その詳細について問う。</p> <p>イ 今後の渋滞対策として市道213号線通称根方道路の交通量調査は必須と考えるが、これまでの調査状況について問う。</p> <p>ウ 幾度となく質問させていただいた県道松戸野田線の今上交差点改良に関して現在の県の取り組み、進捗状況について問う。</p>

<p>2 政府が掲げる外国人施策を踏まえ、自治体として先行的に取り組むべき事項について</p>	<p>(1) 高市政権が発足し、政府は外国人施策を新たに発表した。未だ政策発表・報道段階の内容が多く、制度設計・法改正・具体的運用ルールの詳細は未確定ではあるが、国の制度改正として段階的に地方自治体にも影響を及ぼすものと考えられる。本市としても、国の動向を待つのではなく、先んじて現状把握と仕組み整備を進めることが不可欠であると思われるが、当局はどのように考えるか、見解をお伺いしていく。</p> <p>ア 外国人の在留管理が厳格化するとの方針について以下3点について問う。</p> <p>(ア) 本市における外国人住民数の推移、国籍別特徴等、最新のデータをどの程度把握しているか。</p> <p>(イ) 外国人の在留審査には、税金の未納などが影響すると報道されているが、税金の滞納、医療や介護などの保険の加入状況は把握できているのか。</p> <p>(ウ) 外国人住民の税金の滞納や、保険への未加入などに対しては、個別に説明を行っていると思うが、窓口など担当課へどのような負荷をもたらすと分析しているか。</p> <p>イ 秩序ある多文化共生の施策の再整理に対して自治体にも相応の役割が求められることについて以下3点を問う。</p> <p>(ア) 市の窓口は、医療、福祉、防災などの生活に関わる相談場所であるが、多言語化の整備状況と課題をどのように認識しているか。</p> <p>(イ) 学校における日本語支援員の配置、学習支援、給食献立の現状と課題をどのように認識しているか。</p> <p>(ウ) 行政組織の複数部署に係る課題に横断的に対応できるよう、外国人の施策を総合的に所管する部署の配置や、外国人住民にワンストップで支援する体制の整備について、見解を問う。</p>
---	--

質問事項	要 旨
<p>1 令和5年度に行われた行政代執行について</p>	<p>(1) 令和5年度、市内における廃棄物堆積事案において、原因者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく除去命令に従わなかったことから行政代執行による廃棄物除去作業が実施された。その執行に要した費用について未納付があると認識しているが、以下について問う。</p> <p>ア 今回の行政代執行に要した費用、また、これまで納付された金額について</p> <p>イ 行政代執行費用の法的徴収手続きについてはどのようになっているのか。また、現在までどのように取り組んできたのか。</p> <p>ウ 未納付金に対して今後、市としてはどのように取り組んでいくのか。</p> <p>エ 今回の事例を教訓として、今後、ごみ屋敷対策についてどのように取り組んでいこうと考えているのか。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 流山市上下水道事業について</p>	<p>(1) 埼玉県八潮市の下水道管の腐食に起因する道路陥没事故や京都市の水道管漏水事故を受け、全国で上下水道事業、特に管の老朽化やそれにかかる工事費が注目されている。住民のライフラインを守る仕事への理解とそれらにかかる維持コストの現状と今後について、より一層市民に知っていただく必要があると考えるが、以下市の見解を問う。</p> <p>ア 国土交通省から出された「埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえた緊急点検等の結果」において、本市に影響のある管の懸念箇所はあったか。</p> <p>イ 人件費や資材費の高騰で、これまでと同じ規模、内容の工事を同じ予算で維持していくことは困難であると懸念される。安定した上下水道事業の運営とインフラ維持のために今後上下水道料金の更なる負担を求めることになる可能性がある場合、上下水道局も経費削減の工夫などで市民へ理解を求める姿勢が必要と思われるが、上下水道局の取組について問う。</p> <p>ウ 上下水道事業の考え方やビジョン、コストと責務などについてより広く市民に知っていただくために、より一層広報に力を入れていくべき時期と考えるがどうか。</p>
<p>2 流山市の財政計画・構想及び流山市土地開発公社について</p>	<p>(1) 流山市財政の現状と今後の計画、現在の市の予算の使い方について以下問う。</p> <p>ア 財政調整積立基金以外からの繰替え運用を行なっているが、市財政の現状について市の見解を問う。</p> <p>イ 土地開発公社の役割が、自治体に代わって「公共用地の先行取得をすること」であることから、流山市土地開発公社の資産は実質流山市の負債であるが、決算上は流山市の負債として出てこないため「隠れ負債」と呼ばれる側面も持っている。現在、そして今後流山市が土地開発公社を持つ必要性について、また過去の実績においてどのように役立ってきたのか。そして今後も存続させていくのかその方針と必要性について問う。</p> <p>ウ 市の予算の使い方について、本当に必要な事業に向けられているのか、向けられているのであれば十分に計画・構想の段階から市民や議会に丁寧に説明し、理解を求めながら行なっていくべきだと考えるが市の見解を問う。</p>

<p>3 学校に通うことが難しい児童・生徒のための、流山市独自のフリースクール費用助成事業策定の必要性について</p>	<p>(1) 不登校児童・生徒の学習機会確保のための取組として、フリースクール費用助成の導入可能性について以下問う。</p> <p>ア 千葉県「フリースクールが実施する活動への支援事業」が申請受付を開始した。これを受け市の見解と今後の動向について問う。</p> <p>イ 流山市で行なっている不登校支援策について、市の役割、そして課題は何か問う。</p> <p>ウ 児童・生徒が選択的にフリースクールに通っているのではなく、何らかの事情があり学校に通いたくても通えずフリースクールに通っているケースについて市は把握しているのか。</p>
---	--

質問事項	要 旨
1 消防行政について	<p>(1) 都市建設委員会の視察で訪れた鳥取県三朝町において、消防団デジタル化が進んでいる。消防団の活動費の申請や承認、消防団員への文書配布の効率化、スピードアップ等の課題を解決するために本市における消防団の業務効率化を検討すべきと考えるがどうか。</p> <p>(2) クラスA泡自動混合システムは、消火活動時に水がいっぱいになったホースを持って移動することは困難である。ホース内に泡を混入させることでホースが軽くなり、移動を効率化することができる。本市でも多くの山林が残されていることや広大な住宅火災の場合でも有効であるため、ぜひ導入すべきと考えるがどうか。</p> <p>(3) 令和5年8月の台風第7号による水害が発生した際に、消防ポンプ自動車で排水を行った例がある。本来は消火活動のために使うポンプを、水害時の排水に活用した例である。本市でも冠水が心配される地域が存在するため、水害時の対応として常備消防での設備増強や消防団に訓練等の協力をお願いしてはどうか。</p>
2 小中学校部活動の大会補助について	<p>(1) 部活動の関東大会や全国大会などの上位大会に出場した場合の市教育委員会からの補助金制度として「児童生徒大会派遣事業補助金」があるが、部活動関係者からはいくら補助してもらえるのか分かりやすくしてほしいとの声がある。現状は年間の予算内で執行することになっているが、学校では全国大会等への出場が決まった段階で予算を組み、不足分については地域で寄附を募るなどの活動が必要なため、出場決定後できるだけ速やかに補助される金額を知りたいところである。例えば全国大会や関東大会等、大会の種類や参加人数によって算出したり、交通費は公共交通機関の何割支給とする、宿泊費は1泊当たりの補助額を決めるなど、規定の変更をすることはできないか。</p>
3 小中学校のインターネット環境整備について	<p>(1) インターネット上で、文化祭や体育祭のライブ配信を行っている学校が複数ある。屋外で開催される体育祭では、PTAやオヤジの会でポケットWi-Fiを個別に短期間の契約をして配信を行う事例があるが、体育館は電波状況が悪くポケットWi-Fiやスマートフォン経由での接続では不安定で映像が止まったり途切れたりすることもある。外部講師の講演会等でもネットワーク環境を求められることがあるため、外部のPCを接続できる有線ネットワークやWi-Fi環境の整備を進めてはどうか。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 学校における多様性への配慮の扱いについて</p>	<p>(1) 近年、全国の学校現場において、「多様性への配慮」を理由に、従来から行われてきた伝統的行事や日常的な慣習が見直し・変更される事例が報告されている。こうした、いわゆる「伝統と多様性配慮の対立構造」がインターネット上などで大きく取り上げられているが、多様性への配慮が、結果として一方の文化や慣行の萎縮につながる場合、それは多様性の尊重ではなく、かえって均質化を促し、全体主義的な方向に作用する懸念も指摘されている。学校現場では、多様性への配慮と伝統文化の尊重の両立をどのように捉えているのか、見解を伺う。</p>
<p>2 不登校・引きこもり支援について</p>	<p>(1) 本市では、不登校について「決して悪いことではない」という姿勢を示しているが、不登校の状態には幅があり、学校に通っていなくても地域との関わりを保ち深刻に捉える必要のないケースから、完全に引きこもりやうつ状態となり、家族が精神的に疲弊してしまうケースまで様々である。また、内閣府の調査では、15歳から64歳の生産年齢人口の約2%、推計146万人超が引きこもり状態にあるとされ、今後も増加が懸念される中、適切かつ実効性のある対策が求められている。そこで以下を問う。</p> <p>ア 本市における引きこもり支援は、対象者の年齢層や障害の有無に応じて、どのような支援内容が整備されているか。具体的に伺う。</p> <p>イ 本市が現在、引きこもり支援に関して最も課題と認識している点は何か。また、その課題に対する具体的な改善策はどのように進めているのか。</p> <p>ウ 不登校児童生徒の多様な居場所確保の一環として、以前市政に関する一般質問で松戸市の「フリースクール認定制度及び補助金交付制度」について研究を要望したが、その後の本市における検討状況はどうか。</p>

<p>3 こどもまんなか社会 やこどもの権利の認識 について</p>	<p>(1) 「こどもまんなか社会」や「こどもの権利」の理念は、従来一部で見られた「頭ごなしに叱責する」「こどもの意見を十分に聞かない」指導を改め、大人がこどもの実情を丁寧に把握し、こども自身が考えを深め、主体的に判断する力を育むための指導姿勢の転換を意図したものであると理解している。しかし、現場では「こどもの意見を最優先すべき」「叱ってはいけない」といった誤った解釈が広がり、結果として教員の指導力が低下したり、家庭において保護者がこどもの言いなりになったりする傾向が強まっているとの指摘がある。特に思春期にあたる小学校高学年・中学生の段階では、こどもが自己主張を強める時期であるだけに、こうした誤解が指導の混乱や規律の緩みを招くリスクが高いと考えられる。そこで以下を問う。</p> <p>ア 小学校高学年や中学生といった思春期の児童・生徒に向き合う学校現場における「こどもまんなか社会」や「こどもの権利」に関する教員の理解状況や受け止め方について、どのように把握しているか。</p> <p>イ 誤解や不安を軽減するために、教員向けの研修や指針の整備は行っているか。</p> <p>ウ 保護者や地域にもこどもまんなか社会の政策の趣旨を正しく理解してもらうための情報提供や説明の工夫はあるか。</p>
--	---

質問事項	要 旨
<p>1 公園施設の一部有料化について</p>	<p>(1) 市野谷の森西近隣公園、通称三輪野山一本桜公園が10月初めに完成した。また、流山市総合運動公園の再整備の完了が近づきつつある。例えば、花や木等が植栽されている一部分を庭園とするなど、公園施設を有料で開放し、インバウンドも含めた多くの方々に楽しんでいただける施設としてあり続けるための整備・運営を今後進めていくべきと考えるが、施設管理の方針について伺う。</p> <p>ア この総合運動公園を駅前施設であるという地の利を生かした日本の誇れる施設として維持していくためにも、受益者である来園者に一部施設管理費を負担していただくような仕組みづくりをさらに充実させてはどうか。</p> <p>イ いつも清潔で安心安全、そして美しい公園施設を未来にわたって運営、提供できるようにすべきではないかと考えるがどうか。</p> <p>ウ 多くの方がまた見てみたい、来年も楽しみだというような有料の施設を整備すべきであると考えますが、当局の方針を伺う。</p>
<p>2 流山市における下水道の維持管理について</p>	<p>(1) 八潮市道路陥没事故の原因を踏まえた本市下水道の維持管理及び更新について問う。</p>

質問事項	要 旨
1 国民健康保険について	<p>(1) 令和7年第3回定例会市民経済委員会において、本市における令和6年度の外国籍の方の国民健康保険料未収納率、不納欠損率が日本人と比べて著しく高いことが明らかになった。そこで以下3点を問う。</p> <p>ア 令和7年度の日本人と外国籍の方の未収納率、不納欠損率の状況はそれぞれどうか。</p> <p>イ 外国人滞納者に対して納付勧奨を行う場合、その方の母国語で書面を作成、通知しているか。</p> <p>ウ 今後、政府による外国人流入策が継続された場合、本市の外国人居住率が上昇することは想像に難くない。本市における5年後、10年後の外国人居住率の推移をどのように見通し、またそれに伴う未収納対策をどのように検討しているか。</p>
2 生活保護について	<p>(1) 令和7年第3回定例会決算審査特別委員会において、本市における令和6年度の外国籍の方の生活保護について、申請4件中、認定が4件ということが示された。加えて外国籍の方の母国での資産の有無は確認していないことが明らかになった。そこで以下4点を問う。</p> <p>ア 令和7年度の日本人と外国籍の方の申請及び認定の進捗状況はそれぞれどうか。</p> <p>イ 外国籍の方が申請した際、本市ではどのような基準・手続きをもって適否判定を行っているのか。</p> <p>ウ 外国籍の方の申請に対して、言語支援や相談体制、通訳の確保などの支援体制はどのようになっているか。</p> <p>エ 要件審査において、制度上の問題があるとはいえ、外国人の方の母国での資産の有無を確認出来ないことは、日本人に対する審査に比べ厳密性、公平性を欠いていることは否めないと思うが、当局の見解はどうか。</p>
3 神話教育について	<p>(1) 我が国は建国から2685年が経ち、世界で最も歴史のある国家である。それゆえに、膨大な神話・伝承が残っている。学習指導要領では、これら神話・伝承などを取り扱うことを推奨している。そこで以下3点を問う。</p> <p>ア 神話・伝承について、本市の教育現場ではどのように授業で取り入れているか。</p> <p>イ 神話に基づく我が国の成り立ちを、子どもたちに教えることは、自国に対する誇りを醸成するとともに、子どもたちの自尊心を育む効果があると考えますが、市の見解はどうか。</p> <p>ウ 我が国の神話・伝承を学び且つ諸外国の神話と比較することは、文化の多様性や普遍性を学ぶことに繋がり、日本人が真に望むところの共生社会実現へと近づくことになると考えるが、市の見解はどうか。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 市の商工・労働政策について</p>	<p>(1) 近年、地域経済の担い手である働く人を取り巻く環境が多様化・複雑化している。少子高齢化・人口構造の変化、非正規雇用の拡大、女性・高齢者の就労、家庭の事情を抱えた就労ニーズなど、「働く」ことをめぐる新たな課題も生じている。そこで以下の点を問う。</p> <p>ア 市内の雇用情勢と地域産業振興との相関を考えるならば、働く人の基盤を整えることが市の経済振興・商工振興にも極めて重要となっているとの認識を持つ必要があると考えるが、どうか。</p> <p>イ 働く人の基盤を整えるとは、例えば、働きやすさ・相談体制・スキル習得の支援を強めること等であり、そのことが地域の就業力・定着力を高め、地域経済の持続可能性・活性化にもつながると考えるが、どうか。</p> <p>ウ 市は、これまで、商工振興の一環としての働く人々への支援の施策・事業としてどのようなことを行ってきたか。</p> <p>(2) 市民向けの「働き方・労働条件・相談窓口」情報は、行政サービスとして提供されるべき基礎的情報であり、分かりやすく整理されていないと、アクセスが難しいという問題がある。そこで以下の点を問う。</p> <p>ア 流山市がホームページで発信している「就労情報・支援」に関するコンテンツは、働く人向けのものと同業者向けのものとの混在し、働く人が切実に求めている情報と事業者が知るべき情報が判別しにくい構成となっている。これを分かりやすく分別整理する必要があると考えるが、どうか。</p> <p>イ 働く人向けの情報としては、松戸市の商工振興課が発行している冊子『まつどワーキングガイド』などが参考になる。同冊子は、「これから仕事を始める方、子どものいる方、ご家族に高齢者がいる方等に向けて、各種支援情報や相談窓口、また労働に関する法律・制度等の基礎的な事柄等を掲載しています」とその位置づけを述べている。内容は、1. これから仕事を始める方へ、2. 技能習得を希望する方へ、3. 仕事と家庭の両立について、4. 非正規雇用で働く方へ～パートタイマー～Q&A、5. 働いていて困ったときは、6. 労働条件に関する法律等、7. 各種相談窓口となっており、働く市民の関心を捉えた包括的ガイドになっている。流山市でもこうした役割を持った冊子を発行してはどうか。</p>

<p>2 自治体デジタル・トランスフォーメーションとサイバーセキュリティについて</p>	<p>(1) 2024年の改正地方自治法成立で、各自治体は2026年4月までにサイバーセキュリティに関する基本方針の策定・公表が義務付けられた。総務省は自治体の情報ネットワークやIT機器の脆弱性を克服するためとして、自治体情報システムに疑似的攻撃を掛けるテストを行っており、それらを踏まえ本年度の政府補正予算案に費用を盛り込み、2026年度から自治体システムの診断を始める予定としている。そこで以下の点を問う。</p> <p>ア 総務省の問題意識は次のように整理できる。①自治体は重要インフラ・社会基盤であり行政停止は社会経済にも重大な影響をもたらす。②「機密性3情報」に該当する機微な住民情報を扱うため格好の攻撃対象になる。③サイバー攻撃は量だけでなく質も高度化しており従来の「境界防御」では防げない。④クラウド化・ネットワーク連携・委託等で攻撃対象面が拡大している。⑤「αモデル」から「β/β'モデル」への移行が必要だが多くが追いついていない。⑥サイバー攻撃を受けることを前提にした対策が必要。⑦脆弱性を示す出来事は日常的に発生している。これらの認識は当局と共有できるか。</p> <p>イ 前述の②については、国も自治体も市民向けには「安全性は確保されている」と語ってきたが、実態はそうではなかったからこそ、幾度もの新しい対策が重ねられてきた。市はこれまでどのような対策を行ってきたか。</p> <p>ウ 前述の⑤の「αモデル」から「β/β'モデル」への移行は国の側の支援が大前提であるが、自治体側にとっての課題や障害は何か。</p> <p>(2) 行政へのITさらにはAIの導入拡大は、効率化、利便性拡大をもたらすと言われながら、情報漏洩と防御の「いたちごっこ」が避けられない世界に乗り出したということでもある。IT化とクラウド利用の拡大の下では「ゼロトラスト」、つまり「誰も信用しない」を前提にすべての通信を都度検証する考え方が必須といわれるが、それが近い将来の職場の光景となる可能性がある。そしてそれを招きよせるために、幾度にもわたる投資の拡大と業務量の増大が延々と続くことも想定される。そこを目指しての壮大な「モグラたたき」の繰り返しについて、市当局はどう考えるか。</p>
--	--

質問事項	要 旨
<p>1 本市の地域福祉の推進について</p>	<p>(1) 地域福祉を推進するにあたり、市と流山市社会福祉協議会は、現在どのような役割分担を行い、どのように協働しているのか。</p> <p>(2) 地域福祉に関し、市は流山市社会福祉協議会から企画、提案を受ける仕組みはあるのか。これまでどのような事業が提案され、その成果はどうだったか。</p> <p>(3) 流山市社会福祉協議会が地域福祉の大きな担い手として今後、さらに発展するためには、自主財源確保と人的資源の確保が不可欠と考えるが、市としてどのようにとらえているのか。</p> <p>(4) 流山市社会福祉協議会の自立性をさらに、高めるためには、中長期的な視点に立った支援と仕組みづくりが必要と考えるがどうか。</p>
<p>2 緊急通報システムについて</p>	<p>(1) 高齢者の緊急通報装置の設置の現状はどうか。今後の課題はどうか。</p> <p>(2) 緊急通報システムに、救急医療情報を紐付けることはできないのか。</p> <p>(3) 緊急通報装置の設置条件を緩和して、対象を拡大してほしいという声が市民から多く聞かれるがどうか。</p>
<p>3 おひとり様（独居）高齢者の終活サポートについて</p>	<p>(1) 全国的に、独居高齢者世帯のための終活サポート事業を開始する自治体が増えている。令和6年第4回定例会の市政に関する一般質問において、「本市における独居高齢者に対する終活サポートについて」質問したが、本市の答弁は「検討する」であった。検討の結果はどうであったか。</p>



陳情第25号

保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書

(陳情の趣旨)

国に対して「保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書」を提出してください。

(陳情の理由)

保育所は、子育てをささえる施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るために不可欠な社会的資源になっています。

保育所の機能拡充がすすむ一方で、職員配置や施設基準の改善はすすまず、職員の負担増が深刻になっています。保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

国は2024年4月に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を改定し、4・5歳児25人に対し保育士1人、3歳児15人に対し保育士1人としましたが、期限の定めのない経過措置が設けられています。また、1歳児の配置基準引上げ(5対1)については、法令改定はされず、2025年度予算に加算措置が盛り込まれましたが、要件が厳しく対象となる施設が限定されています。

すべての施設において基準以上の条件での保育を実現するために、1歳児の加算要件をなくした上で法令改定により基準を引上げること、3歳児、4・5歳児は経過措置を撤廃すること、保育士等職員の負担を軽減し、子ども一人ひとりに対してていねいなかかわりを保障するためにすべての年齢で基準をさらに改善することが、保育現場と保護者の切なる願いです。

つきましては貴議会(貴職)より、国に対して「保育士配置基準引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書」を提出(採択)していただけるよう陳情いたします。

2025年11月14日

陳情者



流山市議会議長 石原 修治 様

陳情第26号

保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書

(陳情の趣旨)

国に対して「保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書」を提出してください。

(理由)

今日、子育て支援の強化が叫ばれていますが、その担い手となる保育士の確保が非常に困難になっています。保育士不足は全国的に深刻であり、その処遇の改善が急務となっています。

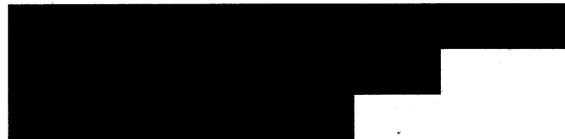
社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の処遇改善を通じて、保育士等の職員の身分の安定を図り、それにより社会福祉事業の振興に寄与することを目的としています。現在、同制度における保育所等の退職手当金支給財源の負担割合は、3分の2が公費助成、3分の1が社会福祉法人の負担とされていますが、公費助成の在り方については、2025年度予算案において公費助成を継続しつつ、さらなる検討を加え、2026年度までに改めて結論を出すこととされています。

国においても、こども・子育て支援加速化プランなどにおいて、保育士等の処遇改善が進められています。今後、多くの保育所等の経営主体である社会福祉法人が、安定的に良質な保育を提供していくためには、公費助成は不可欠です。

つきましては貴議会（貴職）より、国に対して「保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書」を提出（採択）していただけるよう陳情いたします。

2025年11月14日

陳情者



流山市議会議長 石原 修治 様

陳情第27号

高額療養費制度の負担上限額引き上げの白紙撤回を求める意見書の国への提出を求める陳情書

(陳情主旨)

高額療養費は、同一月(1日から月末まで)にかかった医療費の自己負担分が高額になった場合に、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分を後日払い戻す制度です。すべての世代で1,250万人が利用しています。

しかしながら、厚生労働省において、現役世代の保険料の負担軽減等を目的として、自己負担限度額引き上げの検討が行われています。

引き上げ期は年収により細かく設定されていますが、例えば年収370万~770万の層では、最終的に1か月あたり最大5万8,500円の負担増となり、月額負担が13万8,600円に達する可能性があります。

こうした負担増に対し、がん患者や難病患者で構成される3団体が、2025年1月29日に「高額療養控費制度引き上げ反対」のオンライン署名を実施しました。

わずか5日間で7万人を超える署名が集まり、多くの患者・家族の声が寄せられていることが報じられています。「現役世代の中には、仕事や日常生活を続けながら、ぎりぎりの範囲で毎月医療費を支払い続けている患者とその家族もいる、負担上限額が引き上げられれば上限まで支払っている患者、特に”長期にわたって継続して治療を受けている患者とその家族”にとっては、生活が成り立たなくなるなど、治療の継続を断念せざるを得なくなる可能性が高まる」としています。

また、開業医などで構成される全国保険医団体連合会(保団連)が、がん患者の子育て支援団体「キャンサーペアレンツ」の有志と共同で調査を行っています。

調査では「病気で収入が減る、治療費や子育て費用がかさみ、現状でも家計が厳しい」との回答が5割を超え、医療費負担が増えた場合に「治療中断を考えている」との回答が4割、「治療回数の減少を考えている」との回答が6割(複数回答)、「子どもの

進路変更を検討せざるを得ない」5割を超える等、深刻な実態が明らかになっています。

これだけの影響を及ぼしながら、厚生労働省の試算によると、保険料の引き下げ額は月90円から400円程度にとどまる見込みです。

高額療養費制度は、がん患者をはじめとする重篤な疾患の治療を受けながら高額な医療費を支払う患者・家族にとって、まさに「命綱」といえる制度です。今回の制度「見直し」は、その命綱を断ち切るに等しいものです。

患者団体の声を受け、石破前総理は「年4回以上は自己負担額の見直しを凍結」を打ち出しました。円安・原油高等による異常な物価高や「令和の米騒動」により多くの県民・国民は生活苦にあえいでいます。今求められるべきは医療費の窓口負担の引き下げです。凍結はいずれ解凍されます。県民・国民の暮らしと健康を守るために、負担上限額の引き上げの検討を撤回すべきです。

以上の趣旨から、地方自治法第99条にもとづき、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、内閣官房に対する意見書の提出を決議していただくよう陳情いたします。

(陳情項目)

- 1 高額療養費の自己負担限度額の引き上げを白紙撤回してください。

2025年11月17日

陳情者



流山市議会議長 石原 修治 様

令和7年流山市議会第4回定例会提出請願・陳情文書表

令和7年 月 日

受理番号	受理年月日	件名	要旨	請願・陳情者 住所・氏名	紹介議員	付託委員会
陳情第24号	11月13日	「多子世帯の保育料負担軽減」を 求める陳情書	1 令和8年度から第一子、第二子の年齢や 保護者の収入に関わらず、第三子以降の保 育料を無償にしてください。 2 1の実現により保育料の負担が軽減さ れる世帯数と、1を実現するために必要な 経費を明らかにしてください。			教育福祉 委員会
陳情第25号	11月14日	保育士配置基準の引上げの早期 完全実施とさらなる改善を求め る意見書提出を求める陳情書	国に対して「保育士配置基準の引上げの早 期完全実施とさらなる改善を求める意見書」 を提出してください。			教育福祉 委員会
陳情第26号	11月14日	保育所等に対する社会福祉施設 職員等退職手当共済制度の公費 助成の継続を求める意見書の提 出を求める陳情書	国に対して「保育所等に対する社会福祉施 設職員等退職手当共済制度の公費助成の継 続を求める意見書」を提出してください。			教育福祉 委員会
陳情第27号	11月17日	高額療養費制度の負担上限額引 き上げの白紙撤回を求める意見 書の国への提出を求める陳情書	国に対して「高額療養費制度の負担上限額 引き上げの白紙撤回を求める意見書」を提出 してください。			市民経済 委員会
陳情第28号	11月17日	生活保護基準引下げ処分取消等 請求訴訟の最高裁判決に基づき、 全ての生活保護利用者に対する 速やかな被害回復措置を求める 意見書の国への提出を求める陳 情書	国に対して「生活保護基準引下げ処分取消 等請求訴訟の最高裁判決に基づき、全ての生 活保護利用者に対する速やかな被害回復措 置を求める意見書」を提出してください。			教育福祉 委員会
陳情第29号	11月17日	職員団体の組合費給与天引き(チ ェックオフ)手続の適正運用およ び行政の政治的中立性確保を求 める陳情書	1 行政と職員団体の間で、チェックオフ (組合費の給与天引き)に関する明確な合 意文書が締結されているか確認してくだ さい。 2 組合員一人ひとりが署名した「チェック オフ同意書」を行政が保管しているか確認 してください。 3 地方公務員法第36条の趣旨に基づき、 庁舎・設備・資金を政治活動に利用しない よう、職員に対して政治的中立性を保持す る義務の内容を、職員研修や通知等を通じ て明確に周知徹底してください。			総務 委員会

重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書

国においては、地域の実情に応じた政策展開を支援するため重点支援地方交付金を創設し、毎年度の社会経済情勢を踏まえたテーマ設定のもと、地方自治体の取組を後押ししている。直近では物価高騰対応、賃上げ促進、人口減少対策などが柱とされ、特に令和6年度の配分においては、地域の中小企業や医療・介護・保育施設等の物価高騰対策への支援が中心的に実施されたところである。

こうした交付金は、単なる財政措置にとどまらず、国の政策目標を地方の現場に実装する“実行プログラム”としての役割を果たしており、地方自治体の創意工夫を生かしつつ、地域経済の持続的発展に寄与している。

しかしながら、物価高騰や人手不足が長期化する中で、地方自治体は事業費の増大や人材確保の難しさといった課題に直面しており、重点支援地方交付金の規模・内容ともにさらなる充実が求められている。重点支援地方交付金の効果的な運用は、地域経済の底上げや住民生活の安定に直結するものであり、国・地方が一体となって取り組むことが不可欠である。

よって、政府におかれては、地方の現場に寄り添った柔軟かつ持続的な支援策を講じられるよう強く求める。

記

- 1 重点支援地方交付金の拡充を図り、地方が自立的に課題解決に取り組める環境を整えること。
- 2 補正予算を早期に成立させ、重点支援地方交付金を含む地方財源を迅速かつ確実に配分すること。
- 3 地方自治体に対して、交付金制度の趣旨・要件等について丁寧な説明を行うとともに、実施段階での技術的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
財務大臣	様

千葉県流山市議会

地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書

令和6年人事院勧告を受け、国家公務員の地域手当が令和7年4月から改定された。保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されている。

今回の地域手当の改定に伴い、保育所等の公定価格については、令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくとされた一方、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等については、多くの対象施設が人材確保に苦慮しており、処遇改善が求められている状況であったにもかかわらず、事前に自治体との調整が何ら行われることなく、通知・事務連絡により、令和7年4月から国家公務員の地域手当に準拠して見直しすることとされた。この見直しで引下げとなった自治体においては、対象施設の人材確保に更に大きな支障が生じる恐れがあり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況である。

また、本件について、対象となる施設関係者はもとより、他の社会福祉分野の関係者からも多くの不安の声が上がっている。保育士・幼稚園教諭、児童入所施設職員や介護従事者・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較して低い状況にある。

よって、国においては、今後の地方における福祉人材確保の取組に支障が生じないように、以下の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 令和7年4月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた自治体に対して、見直しの水準に戻すために必要な財政措置を講じること。
- 2 今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
財務大臣	様
厚生労働大臣	様

千葉県流山市議会

巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書

近年、我が国では地震・台風・豪雨など自然災害が頻発しており、国民の生命・生活・経済活動に甚大な被害をもたらしている。特に、今後発生が懸念される東海南海トラフ地震や首都直下地震、さらには富士山噴火等の巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されている。

このような状況を踏まえ、政府は「防災庁」の設置を決定し、災害に強い国づくりを目指して体制整備を進めているが、実際の災害対応においては、地方自治体・地域住民・民間団体・ボランティア組織などとの連携強化が不可欠である。

よって、政府におかれては、国民の命と暮らしを守るために、災害に強い国づくりの実現に向けて、次の事項について速やかに対応されるよう強く要望する。

記

- 1 東海南海トラフ地震や首都直下地震等の発生に備え、発災時における国の支援体制を一層強化し、被災地への人員・物資・情報支援が円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること。
 - 2 各地方自治体と連携し、災害時の情報共有体制、避難計画、医療・福祉・インフラ維持などの分野での協働体制を平時から確実に整備・確認すること。
 - 3 新設される防災庁においては、中央政府と地方自治体、各種支援団体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化・迅速化を実現するための機能を強化すること。
 - 4 国の防災施策や制度変更については、地方自治体に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
内閣府特命担当大臣 (防災)	様

千葉県流山市議会

太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書

近年、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、全国各地で太陽光発電設備が急速に普及している。特に固定価格買取制度（FIT）の導入以降、多くの設備が設置され、地域の脱炭素化やエネルギーの地産地消に寄与してきた。

しかしながら、制度開始から13年が経過する中で、設置当初の太陽光パネルが寿命を迎え、大量のリユース・リサイクル・廃棄の問題が顕在化しつつある。不法投棄や不適切な処理への懸念も生じており、環境負荷の低減と資源循環の確保が急務である。

再生可能エネルギーの推進と循環型社会の実現は、持続可能な地域づくりの両輪であるとともに、太陽光発電設備のライフサイクル全体を見据えた政策支援が不可欠である。

国においては、太陽光発電設備の廃棄・リサイクルに関する制度整備や支援を強化し、地方自治体が適正な処理と資源循環を推進できる体制を構築することを強く求める。

記

- 1 太陽光パネルのリサイクル技術及びシステムの推進
廃棄される太陽光パネルから有用な資源（シリコン、銀、ガラス等）を回収・再利用するため、国として研究開発支援およびリサイクル施設の整備促進を図ること。
 - 2 太陽光パネル廃棄物の適正処理体制の強化
廃棄時における発電事業者や施工業者の責任を明確化し、適切な処理ルート確保、不法投棄防止策、処理業者の認定制度の充実を進めること。
 - 3 地方自治体への支援拡充
地方自治体が廃棄物処理やリサイクル推進の現場で重要な役割を担うことから、必要な財政的支援・人員配置・技術的助言など、国による包括的な支援体制を強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
経済産業大臣	様
環境大臣	様

千葉県流山市議会

子どもの権利条約を活かしたまちづくりを求める決議

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）が発効してから今年で35年目を迎え、わが国でも条約批准から昨年30周年を迎えた。

子どもの権利条約は、差別の禁止、こどもの最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、こどもの意見の尊重を基本原則としており、本市の各施策展開においても大いに反映させる仕組みや制度化の必要性が高まっている。

本年10月市議会主催の議員研修会では、必要性や理念に留まらず、権利保障の在り方、こどもの参加や救済の仕組み、検証のあり方までを学び、見識を高めてきた。また、本市議会教育福祉常任委員会では、「子どもの想いを伝える会～議会にとどけ、私たちのこえ～」を開催し、市内の小・中学生から意見をお聞きしてきた。

一方、こどもの権利に対し、「こどもは未熟であり、権利の主体とはなりえない」との意見や誤解、親や家庭のしつけへの影響を懸念する声もあることから、社会的な周知や理解を広げることも欠かせない。

また、こどもの最善の利益を追及する社会を実現するには、自治体は人格形成過程であるこども自身が主体的、自主・自律的に意見を表明できる環境整備にとどまらず、こどもの権利保障を図る総合的、かつ具体的な制度や仕組みの構築が不可欠であり、行政組織の横断的な協議や取り組みが強く求められている。

そこで、以下求める。

記

- 1 こどもをはじめ、保護者やこどもを取り巻く各関係団体、市民との意見交換や意見募集等、子どもの権利条約の社会的周知や深い理解を図ること。
- 2 子どもの権利条約を活かしたまちづくりや行政上の環境を整備するためにも条例化をめざし、必要な事務手続きや組織横断的な協議等に着手すること。

以上、決議する。

2025年 月 日

千葉県流山市議会

ガザ地区における人道危機を一刻も早く回避することを求める意見書

流山市では平和都市宣言を行い、今年で38年目を迎え、平和大使派遣など平和施策に力を入れてきた。また市議会でも、未曾有の人道危機打開を強く願い「ガザ地区の恒久的停戦と、パレスチナの和平を求める決議」を採択してきた。

しかしパレスチナのガザ地区では、死者数が本年8月5日現在で6万1,000人を超えたとパレスチナの保健省から発表され、危機的な状態が継続しており、強く憂慮している。

こうした中、パレスチナを国家承認する動きがG7参加国や欧州諸国等において加速し、国連総会でも宣言が採択された。また日本の国会においても、本年9月、超党派の議員連盟がパレスチナの国家承認を求める要望書を提出している。

こうした国内外の状況を踏まえ、パレスチナの国家承認を行い、人道危機を一刻も早く回避する取組みを政府等に強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
外務大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

障害者福祉の充実を求める意見書

2024年度の報酬改定では、障害福祉予算の増加等を理由に、生活介護、共同生活援助（グループホーム）、就労継続支援事業などに基本報酬への「時間刻み報酬」の導入や成果主義が強化された。

当面の「配慮」等によって大幅な減収を免れているものの、現場からは「一人ひとり異なる子どもの育ちについて職場で話しあう時間が取れない」、「就労支援B型事業所であっても、メンバーそれぞれ体調に波があり、週一回通所するのがやっと。そもそも家から出ることが大きな一歩であるメンバーも数多く在籍しており、現場の業務実態と乖離している」との声が聞かれている。また「若くして熱意ある職員も、このままでは家庭を持つなどのライフプランを設計できず、日々葛藤している」との実態も残されている。

そもそも日本の障害福祉予算の対GDP（国内総生産）比は1.2%で、OECD平均の2%を下回り、その水準は20年以上変わっていない。

そこで関係機関に対し、以下のことを要望する。

記

- 1 放課後等デイサービス、就労継続支援B型、共同生活援助等の基本報酬を大きく引き上げること。
- 2 就労継続支援A型について、最低賃金保障を可能とする仕事の確保策を抜本的に強化すること。
- 3 福祉・介護職員等処遇改善加算の対象外となっている多くの職種や従事者にも対象を広げ、処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
厚生労働大臣	様
内閣府特命担当大臣 （こども政策）	様

千葉県流山市議会

「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書

刑法第92条には「外国国章損壊罪」が定めており、その構成要件は、「外国に対して侮辱を加える目的」で、「その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損」することとなっている。これは、外交への悪影響を避けるために定められているが、自国の国旗等についての条文が無かったのは、当然のこととして日の丸を自ら損壊しようとする人はいないという前提に基づくものである。

しかしながら、残念なことに侮辱的な意思を持って日本国の国旗を損壊汚損する事例は存在する。「国旗及び国家に関する法律」が制定されたのも、国家の象徴としての国旗について、我が国のみならず他国のものも尊重するようになることが期待されてのことであるが、罰則規定についても外国国旗等と同様に定めておくべき状況である。

器物損壊罪の適用で十分ではないか、あるいは表現の自由の観点から処罰規定の新設は問題であるという主張もあるが、そもそも自国の国旗を大切にできない国家が諸外国と円滑な外交関係を構築することは考えられない。

よって、速やかに「日本国国章損壊の罪」の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
法務大臣	様

千葉県流山市議会

○令和7年に受理した陳情の処理内容と各市の基準による判断について

番号	件名	本市の処理 審査件数：20/23	浜田市基準 審査件数：20/23	野田市基準 審査件数：20/23	我孫子市基準 審査件数：13/23	鎌ヶ谷市基準 審査件数：20/23
陳情第1号	市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情書	×参考配付 (郵送のため)	×参考配付 (郵送のため)	×参考配付 (郵送のため)	×参考配付 (郵送のため)	×参考配付 (郵送のため)
陳情第2号	議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情書	×参考配付 (郵送のため)	×参考配付 (郵送のため)	×参考配付 (郵送のため)	×参考配付 (郵送のため)	×参考配付 (郵送のため)
陳情第3号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書	○審査	○審査	○審査	×参考配付 (市外在住者)	○審査
陳情第4号	流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の改正に関する陳情書	○審査	○審査	○審査	○審査	○審査
陳情第5号	議会選出監査委員廃止についての陳情書	○審査	○審査	○審査	○審査	○審査
陳情第6号	「請願書・陳情書の手引き」の一部改正に関する陳情書	○審査	○審査	○審査	○審査	○審査
陳情第7号	流山市内の18歳までの医療費窓口負担撤廃を求める陳情書	○審査	○審査	○審査	○審査	○審査

番号	件名	本市の処理 審査件数：20/23	浜田市基準 審査件数：20/23	野田市基準 審査件数：20/23	我孫子市基準 審査件数：13/23	鎌ヶ谷市基準 審査件数：20/23
陳情第8号	「流山市自治基本条例（第7条、第8条）」に基づき、流山市議会だよりをより市民の身近な存在とする為、一層の周知と、配付方法の拡充を求める陳情書	○審査	○審査	○審査	○審査	○審査
陳情第9号	学習者の声を教育政策に反映させることを求める陳情書	○審査	○審査	○審査	○審査	○審査
陳情第10号	流山市における困難な問題を抱える女性に対する支援の充実を求める陳情書	○審査	○審査	○審査	○審査	○審査
陳情第11号	すべてのケア労働者の持続的な賃上げや人員配置増を求める意見書の国への提出を求める陳情書	○審査	○審査	○審査	×参考配付 (意見書提出)	○審査
陳情第12号	国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の国への提出を求める陳情書	○審査	○審査	○審査	×参考配付 (意見書提出)	○審査
陳情第13号	組織的な嫌がらせ・監視行為による市民生活及び職場環境、公的施設、一般生活における重大な、影響と人権侵害(集団ストーカー)に関する陳情書	×取り下げ	-	-	-	-

番号	件名	本市の処理 審査件数：20/23	浜田市基準 審査件数：20/23	野田市基準 審査件数：20/23	我孫子市基準 審査件数：13/23	鎌ヶ谷市基準 審査件数：20/23
陳情第14号	排泄に課題を抱える障害者（児）に対し、日常生活用具へ排泄予測支援機器の追加認定を求める陳情書	○審査	○審査	○審査	○審査	○審査
陳情第15号	「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書	○審査	○審査	○審査	×参考配付 (意見書提出)	○審査
陳情第16号	「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書	○審査	○審査	○審査	×参考配付 (意見書提出)	○審査
陳情第17号	野々下で進行中の休耕田の埋立に関わる農地転用を許可しないように求める陳情書	○審査	○審査	○審査	○審査	○審査
陳情第18号	マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書の発行を求める陳情書	○審査	○審査	○審査	○審査	○審査
陳情第19号	物価高騰等に見合った医療機関への支援を国へ求める意見書の提出を求める陳情書	○審査	○審査	○審査	×参考配付 (意見書提出)	○審査
陳情第20号	医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定を国に求める意見書の提出を求める陳情書	○審査	○審査	○審査	×参考配付 (意見書提出)	○審査

番号	件名	本市の処理 審査件数：20/23	浜田市基準 審査件数：20/23	野田市基準 審査件数：20/23	我孫子市基準 審査件数：13/23	鎌ヶ谷市基準 審査件数：20/23
陳情第21号	委託先事業者（及び再委託先事業者）に対し業務完了の確認を徹底させ、1円まで活かす市政をより忠実に実践する事を求める陳情書	○審査	○審査	○審査	○審査	○審査
陳情第22号	委託先事業者（及び再委託先事業者）に対し業務完了の確認と報告を徹底させ、1円まで活かす市政をより忠実に実践する事を求める陳情書	○審査	○審査	○審査	○審査	○審査
陳情第23号	2025年7月執行参議院議員選挙における選挙公報（千葉県選挙区・全国比例）折込業務委託の実態を正確に認識し、今後の手配において1円まで活かす市政を忠実に実践する事を求める陳情書	○審査	○審査	○審査	○審査	○審査

(島根県浜田市)

- 1 趣旨、願意等が不明確で判然としないもの
- 2 違法な又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの
- 3 基本的人権を否定し、又は明らかに公序良俗に反する用語を含むもの
- 4 特定の個人に関する情報を明らかにし、プライバシーを侵害するおそれがあるもの。ただし、すでに公表され、かつ、社会的に周知された事実を除く。
- 5 特定の個人、団体等を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの
- 6 係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの
- 7 市の職員等に対する懲戒、分限等の個別の処分や何らかの行為を求めるもの
- 8 市の事務・権限に関係しない事項についての行為を求めるもの
- 9 私人間で解決すべきもので、行政による解決の手だてがないもの
- 10 採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの
- 11 前各号に掲げるもののほか、議長が審査を行うことが適当でないと判断したもの

(野田市)

- 1 過去1年以内に提出された同趣旨の陳情
- 2 個人情報もしくは誹謗中傷と思われる内容が含まれるもの、または議会の権限外の陳情
- 3 訴訟係属中の裁判に関するものなど司法権の独立を侵すおそれのあるもの及び審査請求等に関する陳情
- 4 職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求める陳情

(我孫子市)

- 1 郵送による陳情については、上程せず議長決裁となります。
- 2 市外に住所を有する方からの陳情は、陳情者が市との係わりが深い場合(市内在勤・在学等)は、議題とし所管の委員会において審査いたしますが、その他の陳情は、議員への参考配布となります。
- 3 国や県等への意見書提出を求める陳情は、主旨に賛同する議員が2名以上集まれば意見書案(発議案)を議会に提出するこ

とができるため、議員への参考配布となります。

- 4 同時に上程される議案に係わる陳情（議案の一部訂正・削除、撤回を求めるもの等）は、議案の審査結果に左右されるため、議員への参考配布となります。

（鎌ヶ谷市）

- 1 基本的な人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの
- 2 裁判判決の変更を求めるものや、係属中の裁判事件に干渉するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの
- 3 公益上の必要がなく単に個人の秘密を暴露するもの
- 4 市の事務に関係しない事項を願意とするもの（ただし、意見書提出を願意とするものは除く。）
- 5 市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの
- 6 趣旨等が明確に記載されていないもの
- 7 郵送により提出されたもの
- 8 1回前の会議に提出された陳情と同趣旨のもの
- 9 前各号のほか、委員会付託になじまないと議長が認めたもの

★陳情件数の推移（平成28年～令和7年）

（年）	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
受理件数	17	12	15	18	10	20	31	21	16	23
審査件数	13	8	10	9	9	19	27	19	11	20

※令和7年第3回定例会分まで

